

令和7年第1回松野町議会定例会会議録 10日目

| | |
|---------------------------------|--|
| 招 集 年 月 日 | 令和7年3月4日 |
| 招 集 の 場 所 | 松野町議場兼大会議室 |
| 開 会 | 令和7年3月13日 午前9時29分宣告 |
| 応 招 議 員 | 1番 森岡 健治 5番 安西 博文 2番 山石 恭助 6番 加藤 康幸 3番 山崎 匡 7番 赤松 紀幸 4番 山田 寛二 |
| 不 応 招 議 員 | なし |
| 出 席 議 員 | 応招議員のとおり |
| 欠 席 議 員 | なし |
| 説明のため出席した者の職・氏名 | 町 長 坂本 浩 会計管理者兼出納室長 久保田 忠 副 町 長 八十島 温夫 建設環境課長 谷口 健二 教 育 長 三好 秀二 町 民 課 長 芝 吉彦 総 務 課 長 友岡 純 吉野生支所長 竹葉 誠 防災安全課長 中井 和彦 保健福祉課長 瀧本 美樹 ふるさと創生課長 井上 靖 教 育 課 長 戎 秀之 農林振興課長 小西 亨 代表監査委員 榎本 孝幸 |
| 職務のために議場 に出席した事務局 職員の職・氏名 | 議会事務局長 森本 秀行 書 記 岡崎智恵子 |
| 会議録署名議員 | — |
| 会 期 の 決 定 | — |

◇ 議事日程

- 1 開 議 宣 言
- 2 諸般事項報告

| 日程 番号 | 議案 番号 | 議 案 名 |
|----------|----------|---------------------------------|
| 1 | 報告 1 | 専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について） |
| 2 | 議案 24 | 令和7年度松野町一般会計予算 |
| 追加 1 | 発議 1 | 議案第24号令和7年度松野町一般会計予算に対する付帯決議 |
| 3 | 議案 25 | 令和7年度松野町国民健康保険特別会計予算 |
| 4 | 議案 26 | 令和7年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計予算 |
| 5 | 議案 27 | 令和7年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 6 | 議案 28 | 令和7年度松野町介護保険特別会計予算 |
| 7 | 議案 29 | 令和7年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算 |
| 8 | 議案 30 | 令和7年度松野町簡易水道事業会計予算 |
| 9 | 議案 44 | 松野町副町長の選任について |
| 10 | 諮問 1 | 松野町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 11 | 決議 1 | 予土線におけるダイヤ改正に関する要望決議 |
| 12 | — | 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 |

- 5 閉 議
- 6 閉 会

| | |
|------|---|
| 議 長 | <p>これから本日の会議を開きます。 (9:29)</p> <p>続いて本日の議事日程を報告します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめ配布しております議事日程表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p> <p>次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。御承知をお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>日程第1 報告第1号「専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について）」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p> |
| 坂本町長 | <p>「議長」</p> |
| 議 長 | <p>「坂本町長」</p> |
| 坂本町長 | <p>それでは報告第1号「専決処分の報告について」説明を申し上げます。</p> <p>本案は、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会において指定されております町長の専決処分事項について、令和7年3月5日付けで専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。</p> <p>その内容は、令和6年議案第39号により議決をいただきました「滑床ビジターセンター整備工事（建築）工事請負契約」の請負代金額について、3百53万円を増額し、変更後の請負代金額を1億1千百77万円とする変更契約を締結したものであります。</p> <p>増額の主な理由は、浄化槽設置による掘削費用の増額や旧万年荘解体工事で作業の安全性と周囲施設への環境配慮のため足場の設置等が必要になったことによるものです。</p> <p>以上、申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> |

| | |
|---------|--|
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第1号の報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>日程第2 議案第24号「令和7年度松野町一般会計予算」以下、議案番号の順を追い、</p> |
| 議 長 | <p>日程第8 議案第30号「令和7年度松野町簡易水道事業会計予算」を、一括議題とします。</p> <p>総務常任委員長から、委員会審査の経過並びに結果について報告を願います。</p> |
| 山田総務委員長 | <p>「議長」</p> |
| 議 長 | <p>「山田総務常任委員長」</p> |
| 山田総務委員長 | <p>改めましておはようございます。</p> <p>総務常任委員会における審査の結果並びに経過について、御報告をいたします。</p> <p>当委員会に付託されました7議案の審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>なお、審査の過程における、主な質疑につきましては、委員長報告参考資料のとおりであります。</p> <p>それでは、審査内容の主なものについて、御報告をいたします。</p> <p>まず、議案第24号「令和7年度一般会計予算」について、総務課が所管する「町制70周年記念事業について」、建設環境課が所管する「民間木造住宅シェルター等設置事業について」、教育課が所管する「中学生の国際交流について」、農林振興課が所管する「町有林立木購入について」、防災安全課が所管する「無蓋防火水槽について」、ふるさと創生課が所管する「各指定管理料の増額の要因について」など、質疑があり、それぞれ担当課より回答を受けました。</p> <p>また、ふるさと創生課の審査においては、「まちなか交流拠点施設整備事業」について、施設整備のプロセスやジャングルジムの安全性、住民に対する丁寧な周知や合意形成を図れているのか、など、委員か</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>ら多くの質疑や意見が出されました。この事業については、全委員の理解を得られるに至らず、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。本会議最終日において、議案第24号「令和7年度松野町一般会計予算」に対する付帯決議を提出することが委員より報告されました。</p> <p>次に、中央診療所が所管する議案第26号「令和7年度国民健康保険中央診療所特別会計予算」の審査において、「経営改善支援事業の進捗状況について」質疑があり、理事者より、経営コンサルタントと議員との意見交換の場を設けたい。その中で、いろいろな意見を出していただきたいとの提案を受けました。</p> <p>次に、建設環境課が所管する議案第30号「令和7年度簡易水道事業会計予算」の審査において、「水道配水管路耐震化事業」についてスムーズな事業実施について要請がありました。</p> <p>最後に、町民課が所管する議案第25号「令和7年度国民健康保険特別会計予算」及び議案第29号「令和7年度後期高齢者医療特別会計予算」、吉野生支所が所管する「令和7年度住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」、保健福祉課が所管する「令和7年度介護保険特別会計予算」については、特に質問もなく、審査を終了しました。</p> <p>以上、「議案第24号」から「議案第30号」までの審査の過程を御報告いたしましたが、このほかにも様々な意見や要望が出されました。</p> <p>当局におかれましては、こうした指摘や意見に十分に留意され、今後の事務執行に当たられますよう要請いたします。</p> <p>以上で、総務常任委員会審査の報告を終わります。</p> <p>よろしく御賛同を賜われますようお願い申し上げます。</p> <p>質疑を省略し、続いて、討論、採決を行います。</p> <p>討論、採決は議案ごとに行います。</p> <p>はじめに、議案第24号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> |
|-----|---|

| | |
|-----|---|
| 5 議 | <p>「議長 5 番」</p> <p>「安西議員」</p> |
| 5 議 | <p>5 番 安 西 本予算案件のうち、まちなか交流施設整備事業について、異議がございまして、申し上げます。</p> <p>その第 1 点目。この元伊予銀行これにこの建物に対する改築費としては、予算額が 5, 1 0 0 万円余りと高額であること、並びにこの改装する内容についても、稚拙であると言いかない。</p> <p>続いて、当町では、6 5 歳以上の高齢者が、4 7 % 約半数に達することであり、この方たち及び町民の方は大変現在でも物価高騰にあえております。なかなか生活がしにくい中、こういう高額な予算案をつけることは、なかなか住民の方、納得していただけない。1 0 0 % 8 0 % とは言いませんが、最低でも 5、6 割ぐらいの方の賛成がないとなかなかこの案には賛成いたしかねます。</p> <p>3 番目に、こういう公共施設といいますか、そういうものは、町民皆様が共有できうるものであるべきで、ひょっとしたらこの施設が完成した折には、その利用が限定される恐れがあります。そういう観点から、公平性と平等性に欠けるものではないかと思慮いたします。</p> <p>最後に、限られた限られた予算で最大の効果をとるか必要性とか緊急性とか、及び費用対効果を得られているかといった、予算案の作成について、当町での、重要方針でありますこの方針にのっとっているかどうか、甚だ疑問であります。</p> <p>最後、一言、町長、言いますれば、町民の汗と血と涙の結晶の税金を、丁寧に大切に、取り扱っていただきたいというものであります。</p> <p>以上の理由から、私は当案に反対をいたします。</p> |
| 議 | <p>長 次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| 議 | <p>長 次に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 | <p>長 そのほか、討論ありませんか。</p> |

| | | |
|---------|---|--|
| | | これで討論を終わります。 |
| 3 番 山 崎 | | 「議長 3 番、動議」 |
| 議 | 長 | 「3 番、山崎議員」 |
| 3 番 山 崎 | | 「議案第 2 4 号令和 7 年度松野町一般会計予算に対する付帯決議」 |
| | | を提出したいとおもいますので動議を提出いたします。 |
| | | (賛成の声あり) |
| 議 | 長 | ただいま、山崎匡議員から「議案第 2 4 号令和 7 年度松野町一般会計予算に対する付帯決議提出について」の動議が提出されました。 |
| | | この動議には所定の賛成者がいますので、動議は成立しました。 |
| | | 「議案第 2 4 号令和 7 年度松野町一般会計予算に対する付帯決議」を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることについて採決します。 |
| | | この採決は起立によって行います。 |
| | | 本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。 |
| | | (起立 ～ 多数) |
| 議 | 長 | 起立多数です。 |
| | | したがって、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることは可決されました。 |
| 議 | 長 | ここで、しばらく休憩します。(9 : 4 5) |
| | | (休憩 9 : 4 5 ～ 再開 9 : 5 1) |
| 議 | 長 | 休憩前に引き続き会議を開きます。(9 : 5 1) |
| 議 | 長 | 追加日程第 1、発議第 1 号「議案第 2 4 号令和 7 年度松野町一般会計予算に対する付帯決議について」を議題とします。 |
| | | 提出者に説明を求めます。 |
| 3 番 山 崎 | | 「議長 3 番」 |
| 議 | 長 | 「山崎匡議員」 |
| 3 番 山 崎 | | 提案理由の説明をする前にこの提案に至る理由を述べたいと思います。 |

この付帯決議は旧伊予銀行活用事業に関してですが、今回の提出は、町長に対して出すものですが、松丸の住民に対しても、付帯決議を知っていただきたいと思っております。

この計画については、住民の方、賛成、反対、いろいろな御意見、そしてお気持ちがあると思います。私たち議員も住民の方々に強い意見を言っていただいております。だからこそ、このままでは良くないと思っております。

お互いの立場考えをしっかりと分かち合い、耳を傾け歩み寄っていただいたらと思っております。

今回の予算は、あくまでも建物に対しての改築費用です。運営利用については、今後ずっと続いていくものです。

住民の皆さんには、対立ではなく対話を大切にいただき、賛成反対の方、共々に、一緒に考えていただき、建物が住民にとって、利用価値のあるかけがえのない大切なものになっていくよう、協力を願うものです。

それでは、提案理由を説明したいと思います。

私たち、このことは、当初予算の否決という選択肢は、予算執行や事業の遅れなど、町民にとって不利益が大きいと判断し、可決すべきものと判断いたしました。

しかし、先ほどの反対討論で安西議員がおっしゃられたように、否決すべきという意見は十分理解できます。よって、付帯決議とし、提出するものです。

付帯決議案を読ませてもらい、提案理由といたします。

「議案第24号令和7年度松野町一般会計予算に対する付帯決議」
このたびの令和7年度松野町一般会計予算中、2款1項7目旧伊予銀行店舗活用事業、まちなか交流拠点施設整備事業において、改築費用5千101万円の予算が計上されている。住民主導のまちづくりを掲げる本事業の意図は理解できるが、この計画において地元松丸地区の住民への説明が不十分であり、理解が得られている状況とは言えない

| | |
|--|---|
| | <p>い。重点施策項目の本事業において、まずは松丸地区住民への説明及び理解が必要であり、その上で町内全体の住民に対しても、説明責任を果たすべきと考える。</p> <p>よって予算執行に当たっては、下記の事項に十分留意して取り組んでいくよう確約及び実行することを強く求めるものである。</p> <p>1、令和7年度予算に計上したまちなか交流拠点施設整備事業の執行に当たっては、松丸及び松丸地区外の住民に対し、十分な説明をする機会をつくとともに、説明責任を果たし、住民の理解を得ること。</p> <p>設置予定のジャングルジムについては、設置の有無並びに規模についても住民の意見を集約し、再検討すること。</p> <p>2、運用方法についても、一部の住民だけが恩恵を受けることのないよう、町民誰もが利用しやすい施設になるよう、広い世代の数多くの住民と意見交換を丁寧に行い、聞き取った意見を反映すること。策定経過並びに計画の実施についても、住民に対して丁寧に説明を行い、十分に理解を得ること。</p> <p>3、上記事項において、その進捗状況を適宜議会に報告するとともに、合意を得ること。</p> <p>以上、可決に当たっての付帯決議とする。</p> <p>令和7年3月13日、松野町議会議員山崎匡。</p> <p>私の考えを御理解いただき、賛同していただきますことをお願い申し上げます。</p> <p>議 長 これから、質疑を行います。</p> <p>議 長 (質疑 ～ なし)</p> <p>議 長 質疑なしと認めます。</p> <p>議 長 続いて、討論を行います。</p> <p>議 長 まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>議 長 (反対討論 ～ なし)</p> <p>議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>議 長 (賛成討論 ～ なし)</p> |
|--|---|

| | |
|--------|--|
| 議 長 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第25号「令和7年度松野町国民健康保険特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。</p> <p>次に、議案第26号について討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 長 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| 議 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、本案について採決します。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決すべきものです。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第26号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> |
| 議 長 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第26号「令和7年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。</p> <p>次に、議案第27号について討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 長 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| 議 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、本案について採決します。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決すべきものです。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、</p> |

| | |
|--------|--|
| 議 長 | <p>起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第27号「令和7年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。</p> <p>次に、議案第28号について討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 長 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、本案について採決します。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決すべきものです。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> |
| 議 長 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第28号「令和7年度松野町介護保険特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。</p> <p>次に、議案第29号について討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 長 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、本案について採決します。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決すべきものです。</p> |

| | |
|---------|---|
| 議 長 | <p>お諮りします。</p> <p>議案第 29 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第 29 号「令和 7 年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。</p> |
| 議 長 | <p>最後に、議案第 30 号について討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| 議 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、本案について採決します。</p> <p>本案に対する委員長の報告は、可決すべきものです。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第 30 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> |
| 議 長 | <p>したがって、議案第 30 号「令和 7 年度松野町簡易水道事業会計予算」は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。</p> <p>日程第 9 議案第 44 号「松野町副町長の選任について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> |
| 坂 本 町 長 | <p>「議長」</p> |
| 議 長 | <p>「坂本町長」</p> |
| 坂 本 町 長 | <p>それでは議案第 44 号「松野町副町長の選任について」提案理由を</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>御説明申し上げます。</p> <p>令和3年4月より4年間、私の補佐役として尽力していただいた八十島温夫副町長の任期が、3月末をもって満了することとなっております。</p> <p>この任期中、同氏には様々な町政課題の解決、重要施策の推進に当たり、優れた識見および豊富な行政経験を活かし、私の補佐役を務めていただいたところであります。</p> <p>つきましては、今回、引き続き八十島温夫氏を選任いたしたく、選任にあたり、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。</p> <p>これから持続可能な松野町を創っていくためには、町の重点施策の実施と健全財政堅持の両立が不可避であることは、本年度の予算編成におきましても再三申し上げてきたところです。八十島氏は幅広い分野での実務経験、特に財政分野を含めた行政全般において、優れた識見と豊富な経験を有されております。引き続き、これまで培ってこられた手腕を活かし、本町行政の更なる発展のために御尽力いただきたく、御提案申し上げる次第であります。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>お諮りします。</p> <p>本案は人事案件ですので、先例により質疑、討論を省略したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。</p> <p>これから、議案第44号を採決します。</p> <p>本案について原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| 議 | 長 | 起立全員です。 |
| | | したがって、議案第44号「松野町副町長の選任について」は原案のとおり可決することに決定しました。 |
| 議 | 長 | 日程第10 諮問第1号「松野町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。 |
| | | 町長に提案理由の説明を求めます。 |
| 坂本町 | 長 | 「議長」 |
| 議 | 長 | 「坂本町長」 |
| 坂本町 | 長 | それでは諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」御説明を申し上げます。 |
| | | 本案は本町人権擁護委員の三好まり子氏が令和7年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。 |
| | | 三好氏は、御案内のとおり町民の身近な相談相手として適切な助言を行うほか、人望も厚く、その人格、識見ともに高い人物であり、令和元年7月1日に人権擁護委員に就任以来現在まで、積極的な人権擁護活動を展開されております。 |
| | | よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。 |
| 議 | 長 | これよりしばらくの間休憩します。 |
| | | 各議員は委員会室で、本案に対する意見を調整してください。 |
| | | (10:10) |
| | | (休憩 10:10 ~ 再開 10:17) |
| 議 | 長 | 休憩前に引き続き会議を開きます。(10:17) |
| | | お諮りします。 |
| | | ただ今議題となっております諮問第1号は、諮問のとおり答申したいと思っております。 |
| | | 御異議ありませんか。 |
| | | (異議なしの声) |

| | | |
|------|---|---|
| 議 | 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、諮問第1号「松野町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、諮問のとおり答申することに決定しました。</p> |
| 議 | 長 | <p>日程第11 決議第1号「予土線におけるダイヤ改正に関する要望決議」を議題とします。</p> <p>提案者に趣旨説明を求めます。</p> |
| 2番山石 | 議 | <p>「議長2番」</p> <p>「山石議員」</p> |
| 2番山石 | 議 | <p>今回提出しております「予土線におけるダイヤ改正に関する要望決議」について、決議文を朗読し、趣旨説明といたします。</p> <p>「予土線におけるダイヤ改正に関する要望決議」</p> <p>予土線は、高知県と愛媛県との沿線自治体をつなぐ鉄道ネットワークとして、地域住民の日常生活において非常に重要な移動手段であり、また、観光誘客においては移動手段にとどまらず有用な観光資源となっている。更に、近年、災害が多発化、甚大化する中、災害発生時の輸送手段としても、予土線は必要不可欠な社会インフラである。</p> <p>予土線は高校生を中心とした学生が、自治体を跨いで通学に使う機会が多く、学生にとっても、その保護者にとっても日常生活を支える貴重な交通手段であり、また、通学生の路線利用により、路線だけでなく、駅周辺地域の活気の創出につながっているものとする。</p> <p>こうした中、今年3月15日に改正されるダイヤについては、学業や部活動、地域活動に大幅な制限が生じるなど、通学時間における減便や時間変更は学生の学校生活に大きな影響を及ぼすだけでなく、通学方法の変更を余儀なくされる場合もあり、学生の日常生活そのものを大きく変えてしまうものであることから、議会として断じて容認しがたいものである。</p> <p>よって、次の事項について要望する。</p> <p>1、利用者の多くを占める学生が登下校で利用する便について、余裕を持って通学することができるよう、ダイヤの編成を再検討するこ</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | | と。 |
| | | 特に、松丸駅を7時台に出発する下り便は、ダイヤ改正前後で宇和島駅に到着する時間が従来のダイヤよりも5分後ろ倒しとなっていることから、始業開始時刻までの時間が非常に短くなっており、再検討すること。 |
| | | 2、ダイヤ改正を実施する場合は、沿線自治体や沿線高校等と十分時間をとって議論をした上で、意見を取り入れるなど、公共サービスとしての重要性を改めて認識し、一方的なダイヤ改正をしないこと。 |
| | | 以上、決議する。 |
| | | 令和7年3月13日提出者、松野町議会議員山石恭助、賛成者、松野町議会議員赤松紀幸、同じく、加藤康幸、同じく安西博文、同じく、山田寛二、同じく、山崎匡以上、提出いたします。 |
| 議 | 長 | これから、本案に対する質疑を行います。 |
| | | (質疑 ～ なし) |
| 議 | 長 | 質疑なしと認めます。 |
| | | 続いて、本案に対する討論を行います。 |
| | | まず、原案に反対者の発言を許します。 |
| | | (反対討論 ～ なし) |
| 議 | 長 | 次に、原案に賛成者の発言を許します。 |
| | | (賛成討論 ～ なし) |
| 議 | 長 | 討論なしと認めます。 |
| | | お諮りします。 |
| | | ただいま議題となっております決議第1号は、即決したいと思いません。 |
| | | 御異議ありませんか。 |
| | | (異議なしの声) |
| 議 | 長 | 異議なしと認めます。 |
| | | したがって、決議第1号は即決することに決定しました。 |
| | | これから、決議第1号を採決します。 |

| | | |
|-----|---|--|
| | | <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> |
| 議 | 長 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、決議第1号「予土線におけるダイヤ改正に関する要望決議」は、原案のとおり可決されました。</p> |
| 議 | 長 | <p>日程第12 「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。</p> <p>お手元に配布のとおり、議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議会運営委員長からの申し出のとおり、承認することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議 | 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議会運営委員会の所掌事務については、申し出のとおり、閉会中も継続して行うことに決定しました。</p> |
| 議 | 長 | <p>これで会議を閉じます。 (10:25)</p> <p>町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思えます。</p> |
| 坂本町 | 長 | <p>「議長」</p> |
| 議 | 長 | <p>「坂本町長」</p> |
| 坂本町 | 長 | <p>それでは第1回定例議会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>議員各位には、4日の議会開会から本日までの長きにわたり、本会議や委員会におきまして、条例制定、改廃、令和7年度町政の基本方針に基づく一般会計当初予算ほか6つの特別会計、事業会計当初予算、更には令和6年度最終の補正予算など各種案件につきまして、活発な御議論の上、慎重な審議を経て、議決をいただきましたこと大変ありがとうございました。</p> |

審議において、いただきました御意見、御要望につきましては、今後、事務事業の執行、推進に役立てて参りたいと存じます。

特に、一般会計の中の、まちなか交流拠点施設の整備につきましては、大変皆様に御負担をおかけすることとなり、申し訳なく思っております。この事業はですね、私が是非進めたいと思っております「住民が主役、地域が舞台のまちづくり」、その先例をつける事業だというふうに捉えておりました、私もこれは熱意を持って進めていきたいと常に思っております。

一方で、先ほど御指摘がありましたように、その事業を進める上で配慮が足りなかったし、町民の皆様に説明周知する機会が少なかったということは、真摯に反省すべきだというふうにも思っております。

更には、安西議員さんのおっしゃった討論の中で指摘をいただいたことにつきましても、これは私たちがなかなか十分にできてなかったことを指摘いただいたんだなというふうに思っております。

こういったことをですね、付帯議決という大変重い判断をつけていただきました。これにつきましては、十分に配慮をして、町民の皆様への説明、それから参加ができやすいシステムの体制、そしてそれらを全て、これから議会の皆様に御報告しながら、また一緒にですね、このまちなか交流拠点施設が町民の心のよりどころとなるような施設にしていきたいと思っておりますので、是非、御支援、御協力をお願いをしたいと思っております。

ここで改めておわびを申し上げます。

このたび発覚しました、松野町職員の不祥事につきましては、町民の皆様をはじめ、多くの方々に御心配、御迷惑をおかけするとともに、行政に対する信用を根本から失墜させることとなり、誠に申し訳なく、衷心よりおわびを申し上げます。

町長として、当該職員に対し厳正な処分を行うとともに、再発防止と信頼回復に全庁をあげて取り組んで参ります。

また、私自身の管理監督責任を明らかにするために、町長給与の減

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>額措置を講じる予定としております。</p> <p>さて振り返ってみますと、令和6年度は4月の豊後水道地震や8月の日向灘地震、全国各地で発生した豪雨や大雪、更には大規模な山林火災など自然の猛威にさらされた1年であり、改めて防災減災対策の重要性、必要性を痛感しているところです。また、人口の東京への一極集中と地方の過疎化高齢化という流れに歯止めがかからず、米をはじめ、食料費や燃料費の高騰など、日々の生活に暗い影を落とす問題も山積しています。これらは、地方の自治体だけで解決できる問題ではありませんが、県や他の市町と連携して、国に対して有効な対策を打ち出すように強く要望していきたいと考えております。</p> <p>同時に、松野町でできることは責任を持って取り組んでいく姿勢を堅持したいと思っております。令和7年度から10年間の指針となる第6次総合計画を基本とし、私が3期目の公約として掲げた40の約束を着実に進めることによって、持続可能な松野町を創っていく所存であります。</p> <p>結びに、今後とも議員各位におかれましては、町政の発展に更なる御支援、御協力をお願い申し上げまして、議会閉会の挨拶といたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、令和7年第1回松野町議会定例会を閉会します。</p> <p style="text-align: right;">(10:30)</p> |
|-----|---|

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

松野町議会議長 森岡 健治

松野町議会議員 山石 恭助

同 上 山崎 匡